

第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会実施要項

1. 趣旨

団員にスポーツの喜びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、軟式野球を通じて団員相互の交流を深め、仲間意識と連帯を高めることにより、スポーツ少年団活動を一層豊かなものとし、地域における団活動の活性化を図ることを目的として実施する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
公益財団法人全日本軟式野球連盟
公益財団法人鳥取県スポーツ協会 鳥取県スポーツ少年団
鳥取県軟式野球連盟

3. 主管

第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会鳥取県実行委員会

4. 支援

独立行政法人日本スポーツ振興センター

5. 後援

スポーツ庁 鳥取県 鳥取県教育委員会
米子市 米子市教育委員会 境港市 境港市教育委員会 伯耆町(予定)
伯耆町教育委員会(予定)

6. 協力

公益財団法人スポーツ安全協会 公益財団法人コネックススポーツ振興財団

7. 期日

令和6年8月1日(木)～4日(日) 4日間

8. 会場

<開 会 式> 鳥取県立米子産業体育館
<閉 会 式> どらやきドラマチックパーク米子市民球場 (雨天:鳥取県立米子産業体育館)
<試 合> どらやきドラマチックパーク米子市民球場 米子市営淀江球場 境港市営竜ヶ山球場
伯耆町総合スポーツ公園野球場
<少年野球教室> 鳥取県立米子産業体育館
<宿 舎> 三井別館 芙蓉別館

※雨天時:鳥取県立米子産業体育館にて団員交流のプログラムを実施する予定。

9. 参加条件

下記事項を満たす者で所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者とする。

(1) 団員

- ① 令和6年度にスポーツ少年団登録をしており、令和6年4月1日現在小学校4・5・6年生の団員
- ② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者
- ③ 保護者に大会参加の承諾を得た者

(2) 指導者(代表指導者(監督)・引率指導者)

- ① 令和6年度にスポーツ少年団に指導者として登録している者
 - ② スポーツ少年団の理念を学んだ者(「スポーツ少年団登録規程施行細則」第2条第4項参照)
 - ③ 集団指導の能力に優れた者
- (3) 高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会に参加申込みをしている単位スポーツ少年団およびその構成員の出場は認めない。

10. 参加者およびチーム編成

- (1) 指導者は、代表指導者(監督)1名および引率指導者1名の計2名を必置とする。
- (2) 団員は計14名までとする。
- (3) 大会参加者(指導者、団員)は、同一の単位スポーツ少年団所属であること。
- (4) 大会参加者は、大会主催者の指定する宿舎(部屋割りを含む)に宿泊し、勝敗に関係なく全日程に参加する。なお、大会4日目「決勝」および「閉会式」は、決勝に出場する4チームのみ参加するものとし、当該チームを除く12チームは、大会4日目の朝食後に各宿舎で解散とする。
- (5) 大会期間中における指導者の交代については、特別な事情があり、かつ主催者が認めた場合に限り可能とする。

11. 参加チーム数および選出

- (1) 参加チーム数 16チーム(1チーム16名) 計256名
- (2) 各ブロックの参加チームは次のとおりとする。
 - ・北海道 1チーム ・東北 2チーム ・関東 2チーム ・北信越 1チーム ・東海 2チーム
 - ・近畿 2チーム ・中国 2チーム ・四国 1チーム ・九州 2チーム ・開催地1チーム
- (3) 参加チームの選出にあたっては、各ブロック内において協議を行い実施すること。なお、大会開催都道府県は、開催都道府県代表として1チームのほか、所属ブロック内での選考等により、所属ブロック代表チームとなることができる。

12. 参加料

1チームあたり5,000円

13. 大会日程

概ね別記日程表による。ただし、雨天の場合は基本練習や交歓交流会等の他のスポーツ活動などを行う。また、降雨等により全試合が消化できない場合は、最終日の時点における成績で順位を決定する。

なお、熱中症予防の点から、暑さ指数となるWBGT(Wet-Bulb Globe Temperature)が31℃以上の場合は試合を開始しない。

※暑熱対策等の理由により、大会日程は変更する可能性がある。

14. 試合方法

参加16チームを8チームずつAトーナメントおよびBトーナメントに分けて実施する(3位決定戦は行わない)。

なお、1回戦で敗退したチームは、大会3日目に敗退チーム同士で交流試合を行う。

15. 組み合わせ抽選

組み合わせ抽選は、「第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会鳥取県実行委員会」の責任において行う。

16. 競技ルール

- (1) 「2024年度公認野球規則」および「公益財団法人全日本軟式野球連盟競技者必携／学童野球に関する事項」による。ただし、別に示す「第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会競技規則等について」はこれを適用する。
- (2) 参加チームが支援を受けている企業・店舗等(チーム協賛社)の名称やロゴをユニフォームや用具に掲出することはできない(ユニフォームや用具を製作した企業の名称やロゴを除く)。

17. 試合球

公益財団法人全日本軟式野球連盟公認J号球を使用する。

18. 表彰

- (1) 優勝チーム(2チーム)には、優勝杯レプリカ、賞状および賞品(楯等)を授与する。
- (2) 第2位(2チーム)、第3位(4チーム)には、賞状および賞品(楯)を授与する。
- (3) 特に敢闘を認められるチームには、賞状を授与する。
- (4) 参加全チームに参加賞を授与する。

19. 参加申込

- (1) 都道府県スポーツ少年団は、令和6年7月5日(金)までにスポーツ少年団登録システムから日本スポーツ少年団宛に申し込むこと。
- (2) 都道府県スポーツ少年団は、(1)の申込と併せて参加料(1チームあたり5,000円)を以下口座へ振り込むこと。

<振込先>

三菱UFJ銀行 渋谷支店 普通預金 No. 3085410 口座名:公益財団法人日本スポーツ協会サイ)ニホンスポーツキョウカイ

※令和6年7月5日(金)までに振り込むこと。

※振込手数料は振込者が負担すること。

20. 大会経費

大会の準備および運営のための経費は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「JSPO」という)委託金および鳥取県スポーツ協会負担金でまかなう。

大会期間中の参加者の宿泊・食事代については、主催者が負担する。ただし、大会4日目昼食は「決勝」および「閉会式」の参加対象となる4チーム分のみ主催者が負担する。

21. キャンセル料の取扱

- (1) 参加チーム(個人)が負担する費用に関するキャンセル料について、主催者はその責任を負わない。
- (2) 「大会開催に際し、主催者が負担する費用(宿泊費、食事代等)のキャンセル料については、以下のとおりとする。
 - ① 主催者の事情または天災地変や伝染病の流行、大会会場・輸送等の機関のサービスの停止もしくは官公庁の指示等の主催者が管理できない事由により大会内容の一部変更または中止となった場合
→当該キャンセル料は、主催者が負担する。
 - ② 大会申込後、チーム(個人)の事情により参加を辞退した場合
→当該キャンセル料は、原則として推薦都道府県または参加チーム(個人)が負担する。
 - ③ 大会参加のための移動中および大会開催期間中・大会プログラム活動中における怪我や病気等で、その後の大会に参加できなくなった場合
→当該キャンセル料は、大会実行委員会が認めた場合を除き、推薦都道府県または参加チーム(個人)が負担する。大会実行委員会が認めた場合は主催者が負担する。
- (3) 上記②または③のキャンセル料は、推薦都道府県から開催都道府県の口座に振り込むものとする。キャンセル料の詳細については、開催都道府県から推薦都道府県に別途連絡する。

22. 個人情報および肖像権の取扱

(1) JSPO は、大会開催にあたり以下の目的のために個人情報を取得する。

- ① 大会の申込手続きおよび参加資格審査
- ② 大会運営上必要なプログラム編成および作成
- ③ 大会時のアナウンス
- ④ 大会結果掲載にかかわること(表彰、掲示板、ホームページ、大会記録集、報道等)
- ⑤ 大会運営に必要な連絡
- ⑥ 大会関係機関・団体または JSPO に認められた企業からの情報提供

(2) JSPO は、個人情報を以下のとおり共同利用する。

共同して利用される個人情報の項目	・参加申込書に記載されている情報 ・大会中に取得した情報(大会結果、大会中に撮影した写真および映像)
共同して利用する者の範囲	・主催、主管団体 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団、公益財団法人全日本軟式野球連盟、公益財団法人鳥取県スポーツ協会鳥取県スポーツ少年団、第 46 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会鳥取県実行委員会 ・参加者が参加申込手続きを行う団体 所属都道府県スポーツ少年団 ※参加申込手続きを行う都道府県スポーツ少年団以外には提供されない。
共同して利用する者の利用目的	・主催、主管団体 上記「22.個人情報および肖像権の取扱」の(1)に記載の内容 ・参加者が参加申込手続きを行う団体、関係者 大会の参加申込手続きおよび参加資格審査
個人情報の管理責任者	公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤 利明 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号

(3) 大会結果(記録)は、参加申込時に提供する情報(氏名、都道府県)とともに主催者および主管団体を通じた公開、大会関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌・関連ホームページ等への掲載ならびに次回以降の大会プログラムへの掲載等で公表されることがある。

(4) 大会関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書・関連ホームページ・インターネット等に掲載されることがある。

(5) JSPO に認められた写真撮影企業である株式会社フォトクリエイトによって撮影された写真が大会参加チーム・関係者を対象に販売されることがある。

(6) 参加チーム名および参加者氏名の情報のみ、グラフィックパネル(参加チーム集合写真パネル)の作製のため、株式会社フォトクリエイトへ提供される。

(7) JSPO は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続に従い誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、法令に則って、所定の手続に従い遅滞なく通知する。これらの請求については、JSPO 地域スポーツ推進部少年団課(jjsa@japan-sports.or.jp)まで連絡すること。

(8) JSPOの個人情報保護方針は以下URLから確認すること。

JSPOホームページ:<https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>

23. 傷害保険

「全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項」に基づき、JSPOは大会期間中(前日、翌日の移動日を含む)に参加者全員を被保険者とした傷害保険に加入する。

(1) 支払われる保険金

- ① 死亡保険金 200万円
- ② 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて6万円～200万円
- ③ 入院保険金 日額3,000円(180日限度)
- ④ 通院保険金 日額2,000円(90日限度)

(2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり疾病は対象とならない。事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完治するまで払い、その後本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる。なお、その他保険金支払いにかかる詳細については、傷害保険普通保険約款および国内旅行保険金特約条項による。

24. 携行品

(1) 団体携行品

日本スポーツ少年団が交付した都道府県スポーツ少年団旗一式

(2) 個人携行品

- ① 軟式野球用具一式(室内履き含む)
- ② 大会期間中の生活用品など
- ③ 常備薬、健康保険証
- ④ 記念品は、1人あたり500円程度の品物(チームで統一した記念品)を持参すること。なお、8月1日(木)の全体交流会で参加者同士による記念品の交換を行う。

25. 集合・解散

(1) 集合

参加者は、指導者が引率の上、8月1日(木)午前9時30分までに「鳥取県立米子産業体育館」へ集合し受付を済ませること。なお、午前9時45分から監督・主将会議を行う。

(2) 解散

決勝に出場する4チームは、8月4日(日)の閉会式終了後、「どらやきドラマチックパーク米子市民球場」で解散。なお、当該チームを除く12チームは、同日の朝食後に各宿舎で解散。



スポーツ振興基金助成事業
鳥取県立米子産業体育館

本大会は、スポーツ振興基金助成活動の一環として実施しており、このスポーツ振興基金の助成金は、政府からの出資金とスポーツ振興基金支援企業グループからの寄付金を財源とし、その運用益により助成金が支払われます。

NO!
スポハラ

～スポーツ・ハラスメント(暴力・暴言・ハラスメントなど)に、

みんなが『NO!』と言う社会を目指して～

